

からふるカフェ特別編

私たちは永住取り消し法案に反対します！ 仲間たちの声 オンライン集会

政府は3月15日、技能実習制度を廃止して育成就労制度を創設する法案と合わせて「永住許可取り消し」法案を閣議決定し、国会に上程しました。私たち外キ協は同日、教会共同声明を出して各教派・団体、関係委員会、教会に賛同を呼びかけています。

この法案は4月中旬から衆議院法務委員会で審議されますが、倒産や失業、大病して、税金や社会保険料を何回も催促されても支払うことができなかった時／在留カードを常時携帯しないで何回も捕まった時／在留カードの更新（7年ごと）をつい忘れて入管に行かなかった時／何かのトラブルで、住居侵入罪など微罪で捕まり1年以下の拘禁刑（執行猶予も含む）になった時など——「永住者」という在留資格を取り消す、というのが今回の法案です。しかし、上記のような「予期しない事態」などは、日本人であろうと外国人であろうと、長い人生のなかで誰にも起こりうることです。

東京駐在のフランス人ジャーナリストは、「永住者が大困惑／語られない“入管法改正”の中身／実習制度の改善の裏で起きていること」と題して、この法案は日本で暮らす外国人に、「永住」から「永続的な不安定さ」をもたらす、と指摘しています（東洋経済 online2024/3/24）。

私たち日本の諸教会では、すでに多くの外国籍信徒・教役者を迎え、共に信仰共同体を形成しています。私たち教会、そして日本社会から多くの声を集め、この法案を廃案とするため、下記のように急ぎょオンライン集会を開き、全国の仲間たちの声を発信していきます。

日 時：2024年4月26日（金）午後7時～8時30分

参加費：無料

参加申込：<https://forms.gle/cFACuWWZLR75z4EBA> *前日までに申し込んでください。

第一部◇発題「永住取り消しは“21世紀日本版”アパルトヘイト」

第二部◇仲間たちのリレートーク「私も言いたい！」

*外国人の仲間からは、「私はなぜ日本に永住しようとしたのか？」「私はなぜ永住申請をしたのか？」など

*教会で、地域で、学校で、外国人と出会い、一緒に暮らす日本人の仲間からは、怒りのメッセージ

第三部◇参加者みんなからの提案

「私たちは、これからどうする？ 私はまず教会で、地域でこれをする！」

◇主催◇外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

日本キリスト教協議会（NCC）在日外国人の人権委員会

マイノリティ宣教センター（CMIM）

◇連絡先◇外キ協事務局 電話 03-3203-7575 [メール raik@kccj.jp](mailto:raik@kccj.jp)

「永住許可取り消し」 法案とは

1 「いま日本で「共に暮らす」外国人住民は…

①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の**特別永住者**が28万人。②移住労働者、日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生などのニューカマーや、華僑、中国帰国者の子どもや孫なども含めて**中長期在留者**が294万人。③難民認定率1%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったけれど日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど**非正規滞在者**が7万人。④外交や公用、短期滞在者など推計で3万人以上。—これら外国人住民の総計は約332万人、その出身国数は193。ほぼ全世界の人びとが暮らしています。日本の教会も、多くの外国籍信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化」しつつあります。

2 「定住し永住する」外国人住民が増加…

◇②の中長期在留者のうち、**永住者**となっている外国人住民は、2013年66万人からこの10年間で、2023年88万人へと急増中。
◇①の特別永住者や②の華僑は、すでに在日五世が生まれ、それにプラスして、②のニューカマーが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。

3 「永住者」になるには…

◇①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは特別永住者となります。
◇しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、
(1) 素行善良要件（これまで法令違反はないか）、
(2) 独立生計要件（生活保護など受けていないか）、
(3) 国益要件、その一つに在留歴10年以上（ただし、「日本人の配偶者」などには短縮）。
◇いずれも、法務省の自由裁量によって判断されます。とりわけ「原則10年以上の在留歴」という要件は、下の表のように、諸外国と比較しても、格段と厳しいことが分かります。
◇それでも、②の中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。

<表> 諸外国における永住者の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
居住地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」の意見交換会において、法務省が提出した資料

4 「永住者」になっても…

◆日本を除く諸外国では、再入国許可は不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可／不許可制度としています。
◆居住地の変更届け出（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられますが、永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となってしまう。
◆日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありません。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」（不携帯罪：20万円以下の刑事罰）＋警官などへの「カード提示義務」（提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰）となり、さらに永住者には7年ごとの「カード更新」（更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰）が課せられます。
◆このように日本では、「永住者」に対しても、過酷な管理・罰則制度をしいて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」なのです。

5 この上、さらに「永住許可取り消し」…

◆政府は、今国会に「永住許可取り消し」法案を出しました。入管法上の義務を遵守しない／故意に公租公課の支払いをしない／住居侵入罪・通貨偽造罪、文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪により1年以下の拘禁刑に処せられた——「永住者」に対して、永住許可を取り消すというものです。
◆しかし、「入管法上の義務」とは、左記④にあるように日本人には科せられない露骨な差別的規定であり、「公租公課」税金や社会保険料の未払いには、日本人も外国人も罰則規定が適用されているのに、さらに制裁措置を設けるものです。刑罰法令違反「1年以下の拘禁刑」にしても、二重の罰則と言うべきものです。
◆さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を条文化しています。
◆上記の法務省作成の表の国々では、国籍法で「生地主義」「血統主義＋加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者88万人のうち10万人が18歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように本来、日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

この法案は、永住者のみならず外国人住民すべてに、不安と絶望におとし入れ、日本人と一緒に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みしめるものです。

職場や学校、地域で顔を合わせる隣人たち、

毎週日曜日に教会で隣に座る仲間一人ひとりのことを、思い浮かべよう！

「永住許可取り消し」法案——これは“21世紀日本版”アパートヘイト政策です。